

平成27年度
議会基本条例の評価
(26年度対象)

平成27年5月
大刀洗町議会

平成27年度

議会基本条例の評価(平成26年度対象)

I 議会基本条例の趣旨・目的等

大刀洗町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される大刀洗町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選ばれた大刀洗町長（以下「町長」という。）とともに、二元代表制のもと、町民の信託を厳粛に受け止め、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向って町民との約束を果たすため、この議会基本条例を制定した。

地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。情報の公開、住民の議会への参加、議員同士の活発な議論の推進をとおして、町民に信頼され、存在感のある議会を築くものとする。

地方分権の時代にふさわしい町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、情報公開と町民参加を基本にした町民に信頼され、存在感のある議会をつくることを目的とする。

II 点検・評価の対象及び実施方法

(1) 対象：平成26年度の議会活動状況及び議会運営の推進状況

(2) 方法：

①議員による点検・評価

（会議の運営状況について、点検・評価）

②議会報告会やホームページ等で評価内容を公表する

(3) 評価の基準

○	概ね目標を達成している
△	改善の余地がある。
×	目標達成がなされていない。今後、取り組みが必要である。
-	評価の該当なし

III 議会運営及び活動内容

1 議会の運営原則・議員の活動原則

区分	評価項目	現状	評価	対応
第2条 議会の運営原則	(1) 町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた分かりやすい議会運営を目指すこと	議会基本条例を制定した	○	条例に基づき具体的に実現を図る
	(2) 正副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けること	平成23年の選出時には全員協議会で所信表明の機会を設けた	○	平成27年改選時には条例に基づき実施する
	(3) 町民本位の立場から、町政運営に対する監視及び評価に努めること	健全財政に努めているか監視している	△	執行機関との情報共有が必要である
第3条 議員の活動原則	(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を中心に進めること	会期中、全員協議会において自由討議の場を設けた	△	自由討議の充実を図る
	(2) 町政の課題全般について、町民の多様な意見を的確に把握すること	十分とは言えない	△	議員活動の充実が求められる
	(3) 自己の能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること	十分には行われていない	△	自己研鑽に努めると共に議会としては研修会等を実施する
	(4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を目指すこと	町民全体の意見を聞くようしているが、地域の要望が多いのが実情である。	△	一般質問等においてもより広い見地からの政策提言が必要である
	(5) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること	意見書や報酬などの発議はあるが、予算をともなう条例提案はなかった	△	執行部に事業を提案するだけでなく、議員立法による政策実現も視野に入れ活動する

2 町民と議会の関係

区分	評価項目	現状	評価	対応
第4条 町民参加及び 町民との連携	(1) 議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない		—	
	(2) 本会議をはじめ全ての会議を原則公開するものとする	会議等全て公開している	○	閉会中の委員会等の日程についての告知に努める
	(3) 請願及び陳情を政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けること	請願審査においては積極的に提案者の意見を求めているが、陳情は配布のみとしている	○	陳情の取り扱いについて検討が必要がある
	(4) 町民及び町民団体の意見収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大を図るものとする	町民団体との意見交換は進んでいない	△	意見収集の充実の必要がある
	(5) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供をする	議案に対する賛否は広報紙で公表している。討論も要旨を掲載している	○	賛否表については、本文とリンクさせるなどわかりやすい表示が必要である
	(6) 前項の目的を達成するために、各種団体等との意見交換会、年1回以上の議会報告会を開催するものとする	議会報告会は平成23年度から4箇所で開催している 各種団体との意見交換は進んでいない	△	団体との意見交換、議会報告会のあり方など改善が必要である
	(7) 議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする	モニターは6名の方に委嘱し、2月に意見交換をおこなった	△	要望、提言を全議員で共有し、議会運営に反映させる必要がある
	(8) 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める	議会モニター設置要綱を策定した	○	要綱に基づき実行していく

3 議会及び議員と町長等の関係

区分	評価項目	現状	評価	対応
第5条 議会及び議員 と町長等の関 係	(1) 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う	一般質問は18年より一問一答方式としている 議案質疑も一問一答で実施している	○	一問一答方式を十分に活用できるよう議員個々の研鑽が求められる
	(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要求された町長等は、論点、争点を明らかにするために、議員の質問に対して反問することができる	反問権は明記している	○	
第6条 町長による政 策等の形成過 程	町長等が提案する政策、計画、施策又は事業等について、議会が必要と認めた場合は、次に掲げる事項について町長等に説明を求めるものとする ① 政策等の根拠 ② 提案に至るまでの経緯 ③ 他の自治体の類似する政策等との比較検討 ④ 町民参加の実施の有無とその内容 ⑤ 総合計画基本構想との整合性 ⑥ 関係法令及び条例 ⑦ 政策等の実施に係る財源措置 ⑧ その他議会が必要と認める事項	主要事業はもちろんのことPFI事業、保育料見直し等事業内容の説明を求めている	△	本条に基づき積極的な説明を要求する
第7条 予算及び決算 における説明 資料	予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう町長等に求めるものとする	2月に合同委員会を開催し、各課から主要施策の報告を求めた	△	事前の資料要求などはおこなっていない 3月議会は町長の施策を受けて一般質問を通告する

4 自由討議の拡大

区分	評価項目	現状	評価	対応
第8条 自由討議による合意形成	(1) 議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成する	平成23年3月から議会定例会等の議案等採決に際し全議員による自由討議を実施している ただし、予算・決算委員会で自由討議を設けなかった	△	特別委員会においても自由討議の機会を設ける
	(2) 町長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない	議会運営委員会においては総務課長のみの出席を要請している 本会議は基本的に従前と変更はない	△	議案審議においては、執行部はあくまで説明者であり、議員相互の議論が会議の本旨であることを全議員が共有する必要がある
	(3) 前2項による議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする	議案提出には至っていない	△	議論を深めて議案提出に努める

5 委員会の活動

区分	評価項目	現状	評価	対応
第9条 委員会の活動	(1) 所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする	以前に比べ、年間計画やテーマを設定し、政策提言（ごみ、図書館）した	△	積極的な調査研究に努める
	(2) 参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする	議会として参考人を招致した事例はない	×	行政が招いた講師だけでなく、議会として専門性を有する識者を積極的に招き研修する
	(3) 年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする	従前よりは検討しているがなお不十分である	△	町政の課題を把握し、より具体的な方針策定を図る
	(4) 観察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を必要に応じて設けるものとする	観察終了後にまとめの会議を開き、本会議では委員長が代表して報告するなど前進した。ただし結果を本町に反映させるため関係部署との連携が不十分である	△	全員に報告書を義務付ける、全委員の意思をより報告に反映させるなどの改善が必要である 観察結果をどう生かすか総括及び関係部署と連携する
	(5) 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めるものとする	おおむね平易な報告がなされているが、予算・決算特別委員会の委員長報告が省略している	△	予算、決算特別委員会の委員長報告について必要性を検討する

6 議会及び議会事務局の体制整備

区分	評価項目	現状	評価	対応
第10条 議員研修の充実強化	(1) 議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする	実施していない	×	議会として研修充実を図るための予算措置を含め検討する
	(2) 前項の目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家による議員研修の場を積極的に設けるものとする	実施していない	×	改選後研修の機会を設ける
第11条 議会事務局の体制整備	議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする	事務局は2名体制であり監査事務局も兼任している	△	他自治体に比べて人員が少ない政策立案のため増員も含め検討する
第12条 議会広報の充実	(1) 「議会だより」で、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供をするものとする	賛否は公開している	○	発言内容など賛否に至った経緯や質疑者を明記するか検討する
	①なお、「議会だより」発行にあたっては、定例会終了後速やかに発行するものとする	おおむね30～40日で発行している	○	以前よりは速やかに発行しているが、なお工夫の余地もあるフルカラー化を検討する
	(2) 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする	インターネット配信を検討中である	△	平成27年度から議会広報委員会の常任委員会化に伴いインターネット配信、ホームページの充実、議会予定の告知などに努める

7 議員の身分及び待遇、政治倫理

区分	評価項目	現状	評価	対応
第13条 議員定数	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする	平成19年9月改選時に2名減員し12名にしている	—	議論の際は十分に考慮する
第14条 議員報酬	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする	平成23年4月から費用弁償を廃止している	—	議論の際は十分に考慮する
第15条 議員の政治倫理	その活動に公正性と透明性を確保するため、大刀洗町政治倫理条例を遵守しなければならない	現時点においては、特に条例を逸脱する事例は報告されていない	—	引き続き遵守する

8 最高規範性と見直し手続き

区分	評価項目	現状	評価	対応
第16条 最高規範性	(1) この条例は、議会における最高規範であって、議会は、条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない	制定していない	—	
	(2) この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない	平成26年4月施行につき実施していない	—	次回改選時に実施する
第17条 見直し手続き	(1) この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において不斷に検証するものとする	本検証が第一弾である	—	検証の後の改善が必要である
	(2) 前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする		—	
	(3) 条例を改正する場合には、本会議において、改正理由及び背景を詳しく説明しなければならない		—	